

社会教育功労者表彰 推薦に当たってのQ & A

【すべての推薦機関に共通すること】

Q 1 : 要項3（1）における期間10年の基準日とは、いつか？

A 1 : 推薦書を提出した日として下さい。

Q 2 : 在職期間が6／1～6／19のとき、半月と数えるか一月と数えるか？

A 2 : 15日以上であれば一月と数えて下さい。

Q 3 : 以前、褒章、その他の表彰を受けられた方は、推薦できるか？

A 3 : 褒章、叙勲、文部大臣表彰及び文部科学大臣表彰において、今回の推薦内容が以前受彰されたものと同一でなければ、推薦して問題ありません。

※この場合の「同一」とは、同じ功績のことを持します。

過去の受彰対象となったものは、表彰候補者調書に記入しないで下さい。

上記以外の県の表彰等であれば、同様の功績で推薦して問題ありません。

過去の例としては、藍綬褒章において、福祉関係（保護士、民生委員）での受彰の方や情報教育功労者表彰において、聴覚情報関係での受彰の方がいました。

Q 4 : 現役大学教授の方は推薦できるか？

A 4 : 推薦して問題ありません。

Q 5 : 現在無職の方は、推薦できるか？

A 5 : 推薦して問題ありません。

Q 6 : 亡くなっている方は、推薦できるか？

A 6 : 推薦できません。

Q 7 : 社会教育団体の事務職員、県立施設や独立行政法人等の職員等も功績があれば推薦できるか？

A 7 : 推薦して問題ありません。ただし、職員ではないボランティアで活動されている方を優先して推薦してください。

Q 8 : 10年以上社会教育委員として活動していたが、所属団体が、文化関係となるが、推薦できるか？

A 8 : 所属団体が文化関係であっても、社会教育委員として10年以上活動しており、社会教育の振興に功労のあった者であれば、推薦して問題ありません。

Q 9 : 現在活動はしていないが、過去に10年以上活動していた者は、推薦できるか？

A 9 : 推薦して問題ありません。

Q 10 : 表彰候補者調書の主要経歴について、いつからいつまでとあるが、現在継続しているものは、どのように書いたらよいのか？

A 10 : ~現在という形で記載いただければ問題ありません。

Q 11 : 地域における功労と全国的な社会教育における功労を合算すると10年以上になるが、推薦の対象となるか？

A 11 : 地域における功労、全国的な社会教育団体の活動における功労、関係法人における功労について、合算ではなく、いずれかの功労期間が10年以上であれば対象となります。

Q 12 : 何か補足資料をつける必要があるか？

A 12 : 要領に記載されている資料のみご提出下さい。

Q 1 3 : 現職記入欄について、推薦者が主に活動している経歴のもっとも比重の多いものを記入したらよいのか？

A 1 3 : あくまで現職を記入して下さい。

例えば、社会教育委員を長くやっているが、今現在私立高校に勤務している場合、現職である、私立高校の勤務を記入して下さい。

Q 1 4 : 推薦人数について、要領に「各都道府県教育委員会 2名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。）」とある。2つの指定都市がある道府県の場合、この4名の内訳はどうなるのか？

A 1 4 : 上記の場合、道府県全体で4名の枠があるとお考え下さい。すなわち、指定都市在住の方を必ずしも推薦しなければならないわけではありません。

【全国的な社会教育団体が推薦する場合】

Q 1 5 : 要領2－(1)－(イ)－ⅲに評議員とあるが、新公益法人になる前に監事5年、法人後、理事5年の者は推薦対象になるのか？

A 1 5 : (イ) の5行目の文言から、対象となります。

Q 1 6 : 理事7年、顧問5年、協議会長3年のものは推薦対象となるか？

A 1 6 : 理事は対象となりますが、顧問は要領にも記載のあるとおり対象外です。協議会長については、役員であるかどうかによって対象となるかどうかわかれますので、ご注意下さい。役員であるかは、各団体の定款によります。

Q 1 7 : 団体の長を推薦したいときは、団体の長（本人）が推薦者として推薦してもよいのか？

A 1 7 : 推薦して問題ありません。